

独立行政法人国際農林水産業研究センター
平成 26 年度第 2 回契約監視委員会議事概要

1. 日時：平成 27 年 2 月 27 日（金）13:30～15:20
2. 場所：国際農林水産業研究センター本館 2 階 特別会議室
3. 出席者：中川委員長、鈴木委員、高橋委員、北條委員
4. 議題
 - (1) 平成 26 年度第 2 四半期及び第 3 四半期に実施した競争性のない随意契約の点検
 - (2) 平成 26 年度第 2 四半期及び第 3 四半期に実施した入札の結果、一者応札・応募となったものの点検
 - (3) メールによる契約監視委員会の報告
 - (4) その他
5. 議事概要
 - (1) 契約担当者から平成 26 年度の第 2 四半期及び第 3 四半期に契約した競争性のない 6 件の随意契約について説明がなされた。6 件の内 2 件は外国の研究機関への研究委託業務、2 件は緊急を要した遺伝子組換え廃液処理関連業務、1 件は国際シンポジウム他会場施設使用、1 件は官報掲載料であり、6 件とも一般競争にするのは難しく、契約は妥当と判断された。

なお、審議の過程で以下の意見があり、それぞれ説明を行った。

 - ① 緊急を要した遺伝子組換え廃液処理関連業務について、実際の対応と現状について確認があり、財務課長から詳細について説明を行った。さらに、中川監事からも再発防止策として連絡体制の強化、メンテナンス職員を含めた研修会の開催など再発防止に向けた取り組みを実施している旨の説明があった。
 - ② 国際シンポジウム他会場施設使用について、東京都内で開催するためには会場規模やコスト比較など検討を要する事項が多いため、共催先の農林水産省との事前調整を早めに行い、開催地や日程を含め計画的に進める必要があるとの意見があり、次年度の開催に向けた検討の依頼があった。
 - ③ 官報掲載料について、契約先及び掲載内容の確認があり、契約先は各県単位の指定販売所であり金額は変わらない旨の説明を行った。また、掲載内容は財務諸表や入札情報など公表を義務化されているものである旨を説明した。
 - (2) 平成 26 年度の第 2 四半期及び第 3 四半期に実施した入札の結果、一者入札・応募となったもの 5 件について契約担当者から説明がなされた。5 件とも JIRCAS ホームページに公告するとともに、この業務を実施できると考えられる業者へ入札の参加を呼びかけたが、最終的に一者のみの参加となった。また、参加できなかった業者へのアンケート調査の結果についても報告があり、一者入札となった経緯について確認了承

された。

なお、審議の過程で次の意見があった。

- ① 保守業務の場合、金額が業者の言い値にならないよう、契約内容及び積算内訳を見直し、金額の妥当性に留意する必要がある。また、他機関との比較など情報収集に努めることも必要である。
- ② 2台の理化学機器の契約先が特定の業者であり他の業者では対応できない仕様となっているのではないかと意見に対し契約担当者から、特定の機種に限定した仕様とならないよう作成し、複数の業者が参入できるよう工夫している。また、対応可能と思われる販売代理店等には声かけを行い競争性を高める努力を行っている旨の説明があった。なお、本件に係る仕様書を各委員あて送付し内容を確認してもらうこととした。

(3) メールによる契約監視委員会の報告

緊急を要した遺伝子組換え廃液処理に関連して実施された「沈砂池ほか清掃業務」の請負契約及びカセサート大学農業・農業工学生産改良研究所（KAPI）との海外委託研究契約の契約方式を随意契約とすることについて、電子メールにより開催された2回の臨時契約監視委員会での意見集約結果についての確認がなされた。

この中で、「沈砂池ほか清掃業務」の請負契約に関して、委員から、内容および事情が複雑であり、中川委員長から詳細な補足説明があったものの、電子メールによる委員会の議論は困難であったことから、このような場合に、委員全員が集まれなくても定足数が達成されるのであれば、緊急に、臨時委員会を開催することが必要との意見が出された。

また、海外委託研究契約に関しては、本来、研究計画に従って昨年末までに決定しておくべきものであり、内容的には問題なかったものの、計画性がなかったと判断せざるをえず、委員から今後も計画的に研究委託を行う必要があるとの意見が出された。

(4) その他

- ① 委員長（監事）より独立行政法人改革についての現状と今後の対応について概要説明があり、引き続き本委員会での取り組みについての協力要請があった。
- ② 事務局から臨時委員会（メール会議）の開催について各委員への意見聴取があり、今後とも本委員会を原則年2回開催とし、緊急性、重要性など委員長が判断したうえで委員を招集し、又は、メールでの臨時委員会を開催することとし、了承された。
- ③ 委員から本会議資料について、事前配付の要請があり対応することとした。

以上